

TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

＜ 横浜総合ASP推進センター ／横浜総合M&Aセンター ＞

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “戦略の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：2022年2月9日(水)／10時～18時半

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：2社限定 料金一社 55,000円

屋食代込（お二人迄参加可）

★ “未来創造塾” 全6回経営者セミナー ※※※年間会員募集中※※※

第128回「経営者のための税制改正と労働法改正」

講師：税理士法人横浜総合事務所 土屋 和宏

社会保険労務士法人エール 滝瀬 仁志

日時：2022年3月17日(木)／16時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5,000円(未来創造塾年会員の方及びお連れ様1名は無料)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小保不動産鑑定士事務所

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 ／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「暮らしの裏面」のブログにもつながります

TEAM
yoko-so

変わらないは、つまらない。

Energize

私たちはお客様の“元気”をサポートします！

性格に逃げ込むな、運命を創りだす！

(vol.377) 2022年 1月

TEAM yoko-so

“excitation 2022-7-5-8”

独立して約10年、職人税理士から経営者にステップアップしなければならない壁にぶち当たり色々なことに迷っていた時期でした... ある経営者から「今の性格のままでは経営をするな」と学びました。

● 経営者への階段

大学を卒業して就職した電機メーカーで営業職についたものの、製品を作る製造工場と全国の販売営業所、全体を統括する本社、とそれぞれの部署が別々に機能している組織（大企業）の不条理さに辟易して、「一から十まで独りで責任を持てる仕事がしたい」と税理士の道を選びました。その原点は自分の人生の根っこが作られた十代後半から二十代にかけてのアルビニズムという超個人主義的な環境にあったのだと思います。典型的な組織が嫌い、「一から十まで自分でしたい」「完璧な仕事をするなら人に任せない」という性格でした。それが独立開業して10年、職員も10人近くになり、いつの間にか自分が一番嫌ってた「組織」を創り、一番苦手だった「権限移譲」をしなければならない時期がやってきたのです。

つまり職人から経営者への変化... それを心に決めましたが、そう簡単なことではなく自分が出社拒否になりそうになりながら数年を要しました。その「自己革新」を経て「自分を越える人材が育つ場を創り出し社会に人材を残すのが自分の仕事である」という経営者としての役割を果たせる自分に近づいたのです。そして、その経験を糧に経営環境の変化に対応して自己革新を積み重ねてきた結果が、現在の税理士・公認会計士9名を含めた約60人の組織なのだと思います。

● 性格と個性の違い？

その時に、性格とは過去の自分の経験から身に付けてきた価値観に基づいた、その人の言動に現れる特有の感情や意思の傾向を言うのだと気づきました。価値観とは色眼鏡のような価値フィルター... 赤い眼鏡をかければすべてが赤く、青い眼鏡をかければすべてが青く。メガネは自分の目ではないのに自分自身だと思い込んでしまう。価値観を変えれば（眼鏡を変えれば）すべてが変わります。自分の価値観と向き合うのはとても難しいことです。ただ「変わりたい」という強い意志が引き寄せる「出会い」があれば、人はいつでもどこからでも変わることができるのです。

これに対して個性とは生まれながらに持っている「自分らしさ」であり「人格の表れ」であり「生まれ持った魂」のようなものを指します。人格とはその人の人生に対する姿勢。つまり「在り方」を指します。その姿勢・人格がにじみ出てきたものが個性です。個性は大切にして磨き伸ばすことにより、その人の人格をより高めます。人格と個性、そして性格について明確に区別しておく必要があります。

● 運を創り出す

価値観が変わると言動が変わる、言動が変わると習慣が変わる、習慣が変わると性格が変わる、性格が変わると運が変わる、運が変わればまた価値観が変わる。学生から社会人へ、サラリーマンから職人税理士へ、職人税理士から経営者へ、経営者から事業承継をしてファウンダーへ... 振り返ると、自分の立場・役割・責任に応じて性格を変え価値観を変えることにより運を創り出してきたのだと良く解ります。ステージを一段上がるためのキーワードは「価値観を変える = 性格が変わる」ことであり、「成功は成長の果実である（アチーブメント青木仁志氏）」、そして「成長とは価値観の転換による自己革新である（竹内日翔上人）」なのだと思います。それが自分の人生を自分の意志でコントロールする方法です。

今月のワンポイント！ (担当: 齊藤)

◆所得拡大税制

所得拡大税制とは、個人所得の拡大を目的とし、所得水準の改善を通じた経済成長を達成するために一定の要件を満たし、前年度より給与を増加させた企業について、その増加額の一部を法人税（所得税）から税額控除できる制度です。

以前からあった制度にはなりますが、令和4年度の税制改正において税額控除率の変更や適用期間の延長がありましたのでこの機会に改めてまとめさせていただきます。

所得控除ではなく税額控除となり、大きな節税効果が見込めるものになりますので、ぜひ適用をご検討ください。

●税制改正における変更点

令和4年度の税制改正において、賃上げ・人材投資を促す観点から、適用要件など基本的な仕組みは現行法と同様ながら、上乗せ措置が適用される場合の税額控除率が現行法の最大25%から40%へと大きく引き上げられたうえ、適用期限も1年間延長され令和6年3月31日までに開始する事業年度までとなりました。

	現行法	改正案
要件	・雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較雇用者給与等支給額 $\times 101.5\%$	変更なし
税額控除率	標準 (雇用者給与等支給額—比較雇用者給与等支給額) $\times 15\%$ 上乗せ措置あり (雇用者給与等支給額—比較雇用者給与等支給額) $\times 25\%$ ・雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較雇用者給与等支給額 $\times 102.5\%$ 【要件：以下のいずれかを満たす場合】 ・当期の教育訓練費 $\geq$ 前期の教育訓練費 $\times 110\%$ ・その事業年度終了の日までに経営力向上計画の認定を受け、経営力向上が証明されたこと 上限：法人税額 $\times 20\%$	標準 変更なし (雇用者給与等支給額—比較雇用者給与等支給額) $\times 15\%$ 上乗せ措置あり (雇用者給与等支給額—比較雇用者給与等支給額) $\times 40\%$ (最大) ① 雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較雇用者給与等支給額 $\times 102.5\%$ を満たす場合 $\Rightarrow 15\%$ 上乗せ (注1) ② 当期の教育訓練費 $\geq$ 前期の教育訓練費 $\times 110\%$ を満たす場合 $\Rightarrow 10\%$ 上乗せ (注1) 変更なし

注1) ①のみ適用の場合の控除率は30%、②のみ適用の場合の控除率は25%となります。

【適用時期】

令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する各事業年度について適用が可能です。

●適用の際の留意点

- 教育訓練費に係る税額控除の上乗せ措置を受ける際には、現行法の場合は教育訓練費の明細を記載した書類を確定申告書に添付することが必要条件となっていました。改正後は書類の会社保存義務のみへの変更が行われました。
- 上乗せ要件のうち、経営力向上計画の認定に関する要件がなくなりました。
- 法人住民税でも税額控除の適用があります。
- 本制度に該当しない場合でも、継続雇用者に対しての給与等が増加している場合は「給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度」が適用できる可能性があります。

このように本制度以外にも賃上げ等について他の制度に該当する可能性もありますのでぜひ、弊社担当者までご相談ください。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

「私は困難なことを問題とは呼びません
むしろチャンスと呼びます」

(マザー・テレサ)

いつからか「大変なこと、難しいこと、大きな壁…」にぶち当たったとき「あっチャンスが来た」と感じるようになりました。問題は課題であり価値であり成長の糧なのです。

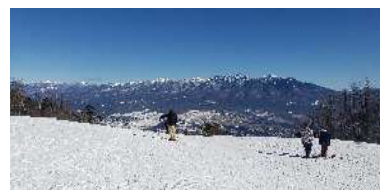
★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (vol. 165)

★ 新型コロナウイルスが再び感染拡大しています。昨年11月24日に南アフリカで報告されたオミクロン株がデルタ株の70倍の速度で急拡大しています。潜伏期間が短く風邪に似た症状で重症化しにくいと報告されています。しかし、風邪に似た症状のため風邪との区別が難しく家庭内感染が多く報告されています。また、ワクチン2回接種済みの方のブレイクスルー感染も報告されており気を抜けません。しっかりと感染症対策を施しながらの毎日が続きます。今、暫くはやはりwithコロナです。 (NISHIO)

★ 今年は2年ぶりに、新潟の実家にて大雪の中で正月を無事迎えることができました。昨年は仕事においてもプライベートにおいても、これまでの経験を活かしながら新たな事にチャレンジした1年でしたが、その結果、自分自身まだまだ成長の可能性を肌で感じる事ができました。今年は年男(寅4巡目)ということで、コロナ禍でも、守りに入ることなくより多くの方々のビジョン実現に貢献できるよう、これまで以上に積極的に活動していきますので、2022年もよろしくお願いいたします！ (TOCHIKURA)

★ 経営計画発表会も無事に終わり、TEAMyoko-soの2022年が始まりました。昨年の10月末の幹部合宿に始まった作成期間も発表会が終われば、あとは実行し成果につなぐだけ。しっかりと検討したからこそ確信を持って行動に移せるのです。これから、私たちにはお客様の「危機を乗り越え、確かな成長軌道に」移行するためのサポートをする役割が求められています。各Teamがこれまでにない取組をすることでお客様と一緒に未来を切り開いていきます。今年もどうぞよろしくお願いいたします。 (YAMAMOTO)

★ 年明けから決算で忙しく休日出勤の続く家内を横浜に残し毎週末を原村の自宅で過ごしています。何年かぶり(エベレストから戻って初?)で家から15分の富士バラでスキーをしました。先週は久しぶり過ぎて怖くて腰が引けて初心者コースでもヨタヨタでしたが半日滑って勘が戻ってきたので、今週は中級コースで7本ほど慣らしてからゴンドラに乗って頂上に行き大展望の3,000m中上級コースの大滑降...のつもりが自分のジジイ度を見誤っていたらしい(涙)。7本滑ってすでに足腰にガタが来て踏ん張りがきかず削れた氷の山に脚を取られて転倒多数。両尻ぺった青痣必至。最後の急斜面で転んだまま陽光に焼かれてシミのできるのも気にせずハケ岳ブルーの天空を眺めて荒い呼吸と深いため息をついていたら、超絶美人のスノボの彼女に



「大丈夫ですか」と心配され、「全然大丈夫です」と答えてさっと立ち上がろうとしたら落ちて転んだ(涙)東京・横浜から2時間、晴天率85%、3,000mの大滑降、ハケ岳の大展望、頂上ではアイスクライミング体験もできる、超絶スノボー美人も待ってるかも…皆様、富士見町の富士見パノラマリゾートへ是非お越しください。 (IZUMI)

★ 悩める高齢化社会第13弾！

今月も高齢化社会における認知症の問題に関してレポートをお送りいたします。今月は「成年後見制度」のデメリットと「家族信託」についてレポートをお送りいたします。

● 家族信託

家族信託とは認知症の発症で資産が凍結されてしまう前に金銭や不動産の管理などを信頼できる人に任せする仕組みです。家族信託は民事信託の一つです。財産を託す「委託者」と託された財産を管理・処分する「受託者」、財産から利益を受ける「受益者」で構成されます。

意思能力をなくすと、原則、金融機関で預貯金の引き出しなどができなくなり、不動産売却などの契約行為もできなくなります。つまり資産が凍結されてしまいます。

● 成年後見制度のリスク

認知症発症後に財産管理などをする仕組みには成年後見制度の法定後見人があります。家庭裁判所が選んだ後見人が本人の代理人として預貯金の管理や契約行為をしますが、使いづらいつの指摘も多くあります。

例えば後見人の候補に家族を申し立てても選任されるとは限らず、約7割が弁護士・司法書士などの専門職が家庭裁判所で選任されています。

因みに親族の後見人に占める割合は20年末時点で19.7%となっています。

本人の財産を守る仕組みなので、支出のチェックが過度に厳しい後見人もいます。専門職後見人と家族で意見が対立したとしても裁判所は交代を通常認めず、原則、本人が亡くなるまでやめられません。また、資産規模に応じて専門職後見人に月2万円～6万円程度の費用がかかり続けるデメリットもあります。

こうした不満も背景に最高裁は19年初めに全国の家裁に「諸事情を判断して親族の選任もきちんと検討すべきだ」との趣旨を通知しましたが、家裁では専門職への信頼が厚く、19年の年間統計でも専門職の選定率が高止まりしたままです。

● 家族信託で柔軟性

勿論、法定後見は大切な仕組みで、助けられている家族も多くいます。意思能力喪失後の資産凍結の解除には法定後見しか方法がありません。しかし、法定後見には制約やリスクがあるので、認知症になる前の対策が重要になります。そのために注目を集めている方法のひとつが家族信託です。

家族信託では成年後見や遺言ではできない仕組みを作ることができます。契約で「受益者が安心して老後を過ごせる」ことを目的とした場合、受託者はそれに合うことであれば財産を活用することができます。

土地に賃貸アパートを建て、収益で受託者の介護費を賄うことも可能です。

何代にもわたる資産の承継先も決めることができます。例えば不動産を承継させた長男の死亡で長男の配偶者が相続した場合、配偶者が亡くなると、子どもがいなければ不動産は配偶者の親族に渡ります。

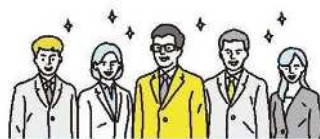
それを防ぐには不動産を信託財産として家族信託を締結し、長男の死後は、例えば次男の子ども（委託者の孫）に受け継がせる契約が可能です。遺言では長男への承継までしか決められず、その後は長男の配偶者の意思次第になってしまうことを回避することができます。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

家族信託では目的、受託者や受益者、どの財産を信託するかを決め、原則として公正証書で契約書を作ります。金銭は金融機関で信託口座を作り、受託者の財産と分別管理をします。契約設計には法務・財務の高度な知識が必要ですので、ご検討の際は弊社担当者にご相談下さい。

今月の yoko-so



TEAM
yoko-so

変わらないは、つまらない。



2021年 懇親会 →2022年 経営計画発表会



皆さま、明けましておめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願い致します。横総では、12月10日にハイアットリージェンシー横浜にて、懇親会を行いました。恒例のビンゴ大会も開催され、1等のアップルウォッチが最後まで残る白熱した展開に、、、！今年も感染状況を鑑みて、社員旅行ではなく食事会となりましたが、静かに楽しく盛り上がることができました。そして、1月14日に第34期経営計画発表会が行われました。辞令交付やTeamの再編成の発表後、各Team行動計画に関する発表を行いました。会の後半では個人目標の発表を、内定者を含めたメンバー全員が行いました。

編集後記

2019年よりスタートした「第7次中期計画」も4年目に突入しました。泉代表から、この2年間の勝負である、と、熱いお言葉をいただきました。1日を通して、改めて計画について所内全員で再確認することができたので、より気を引き締めて今年も頑張っていきます。

ここから季節作業、確定申告と繁忙期が続きますが、yoko-soは皆様のパートナーとして貢献していけるよう努力してまいりますので本年も宜しくお願い致します。

【第128回 未来創造塾】

税理士法人横浜総合事務所／社会保険労務士法人YELL
Team戦略経営支援／特定社会保険労務士

土屋和宏／滝瀬仁志



経営者のための 税制改正 & 労働法改正

令和4年度の税制改正及び労働法改正の最新情報など、
経営に関して中小企業経営者が押さえておかなければならない法改正のポイントを、
具体例などを交えつつ、分かりやすくまとめて説明いたします。
特に労働法は事前準備が必要になる可能性がありますので、
このタイミングでぜひご確認ください。

お申し込みはコチラから →



日 時

2022年3月17日（木） 16：00 ～ 18：00

※異業種交流会は状況により企画し、開催可能な場合には別途ご案内します。

参加費

5,000 円（未来創造塾年会員の方及びお連れ様 1 名は無料）

主 催

TEAMyoko-so（共催：社会保険労務士法人エール）

会 場

横浜市中区山下町209 帝蚕関内ビル10F（ハローワーク横浜の10F）
横浜総合事務所セミナールーム

※会場での開催を前提としておりますが新型コロナウイルス感染症拡大状況により
オンライン開催に切り替えさせていただく場合がございます。

【第125回 未来創造塾】参加申込書

下記申し込み欄にご記入いただき、そのまま f a x にて送付ください。

F A X 番号 : 045-641-2506

該当項目に✓をお願いします。

- ☐ 年間会員希望
- ☐ 一般参加希望 (5,000円/1名)

**当セミナーは会場での開催を前提としておりますが
新型コロナウイルス感染症拡大状況により
オンライン開催に切り替えさせていただく場合がございます。**

フリガナ			
貴社名			
フリガナ			
参加者名		部署／役職	
TEL		FAX	
メールアドレス			

※セミナーは後日の視聴も可能です。別途、視聴用のURLをお送りいたします。
また、一般会員の方の受講料につきましては、請求書をお送りいたします。

お申し込みはコチラから ➡



FAX・もしくは上記QRコードよりお申し込みをお願い致します。

※年会員様につきましては、別途参加確認メールをお送りします。そちらへご回答をお願い致します。

(個人情報の取扱いについて)

当社は収集いたしました個人情報を ①セミナー運営のため ②お問い合わせのあった事案に対する回答のため ③お問い合わせの内容に資料等の送付が必要な場合の郵送のため に使用いたします。収集した個人情報について、本人の同意なく第三者に開示又は提供することはいたしません。あらかじめご確認ください。



変わらないは、つまらない。

お問合せ先 税理士法人 横浜総合事務所
担当：斎藤/嵯峨
TEL:045-641-2505 / FAX:045-641-2506

アフターコロナを見据え
自社の将来を考える一日！

『将軍の日』は、2021年より『戦略の日』にリニューアルしました。

『戦略の日』



中期経営計画立案セミナー

足元を見つめ直し、中長期の会社の
方向性を明確にしませんか？

コロナ禍で今を戦う経営者の皆様へ

大きな事業構造の【変革】が求められる時代へと突入した
今こそ、自社の変化へのシナリオが必要です！

自社の現状を分析。5年後のあるべき姿を描き、売上、利益、資金繰りを
数値化し、課題解決のポイントを明確にします。

自社の生き残りの道筋を

専門家サポートのもと

経営者ご自身で策定する1日

こんな方におすすめです。

- ・先行きの資金繰りが不安
- ・コロナ禍で将来像が見えない
- ・後継者・幹部と会社の将来についてじっくり話をしたい

2/9(水)

3/10(木)

3/23(水)

参加申込書

FAX: 045-641-2506

会社名:

参加者名(経営者限定):

住所:

電話:

参加希望日: 月 日

※いずれか1日をお選びください。

時間: 10:00~18:30

場所: 横浜総合事務所セミナールーム

参加費: 1社2名様迄 55,000円(昼食込)

※1日2社の限定開催



変わらないは、つまらない。

税理士法人横浜総合事務所

* 事前提出資料: 直近2期分の申告書一式など

* 人数限定のためキャンセルはできません。ご了承ください。

www.yoko-so.co.jp

お問合せ 税理士法人 横浜総合事務所／栃倉・常平 Phone 045-641-2505

I.『將軍の日』に参加を決めた一番のポイントは？

10年間、業績伸びて来ましたが、
前期、今期と売上減少を懸念

I.『將軍の日』に参加を決めた一番のポイントは？

I.『將軍の日』に参加を決めた一番のポイントは？

目標を達成するための道すがら、自分だけでは作れないと
思い、勉強させて頂くと思っていました。

I.『將軍の日』に参加を決めた一番のポイントは？

自分の考えでは見極める確認

VI. 本日のセミナーにて印象に残った点や、ご意見をご記入ください。

同業から学びました。

今後とも関係が深まることを望みます。

III.『今後の抱負』を聞かせてください

必ず達成します。

戦略の日に参加して頂いた
お客様からの“声”です

III.『今後の抱負』を聞かせてください

理念をしっかり伝え、気持ちよく働ける会社にしていきます。
数字もしっかりと考えていきます。

VI.『將軍の日』を体験したことがない経営者が数多くおります。
どのような悩みや考え方を持った経営者に効果があると感じますか？

未来が想像できなくな。今日の仕事を大切に

か、I.『將軍の日』に参加を決めた一番のポイントは？

危機感やいつもあり、自分からどうするかは、いいか、山から下へ

参っていた。

I.『將軍の日』に参加を決めた一番のポイントは？

会社の経営方針（理念）を、しっかりと理解して、
将来をしっかりと考え、取り組む。

I.『將軍の日』に参加を決めた一番のポイントは？

会社に対する理解

II.計

☒変わった ☐変わらない

上記の理由

カラーで、5年後のイメージが見えるようになりました。

VI. 本日のセミナーにて印象に残った点や、ご意見をご記入ください。

原点に帰りました。

II.『將軍の日』に参加して、「良かったと感じること」「心境の変化」はありますか？

計画を立てることの大切さ

ご記入ください。

新しい事が多いので、そこをサポート

必要に応じて、

I.『將軍の日』に参加を決めた一番のポイントは？

目標を達成するための道すがら、自分だけでは作れないと

VI.『將軍の日』を体験したことがない経営者が数多くおります。

どのような悩みや考え方を持った経営者に効果があると感じますか？（業種や年齢でも可

カンで経営をしている人

当日の流れ

10:00～ 導入講義
計画立案のポイントを確認

10:20～ 自社分析
外部環境と強み・弱みを分析

11:30～ 理念・ビジョン
明確化し、浸透策を考えます

13:30～ 数値計画
専門家サポートのもと、
数値化します

17:20～ 初年度 目標・方針
アクションプランを考えます

18:30 終了

勝機が見えた！

「戦略の日」ではこのような
効果があります！

・頭の中の考えを「言語化・数値化」
することで、モヤモヤしていた不透明
感がスッキリします！

・自社の環境を最大限にいかした資金
繰りの検討までできるから経営の意思
決定に役立ちます！

・世代交代を考えている方は「後継者
育成」に幹部社員教育は「財務・経営
教育」に効果的！

戦略MGマネジメントゲーム®研修

ただかゲームでは終わらない。『戦略MGマネジメントゲーム®』とは？

戦略MGマネジメントゲーム®は、元々ソニーが後継者育成を念頭に開発した**経営体験シミュレーション・ゲーム**です。ソフトバンク孫社長が熱中し、ソフトバンク・アカデミアでグループ会社の幹部育成・新任課長研修にも利用していることでも知られています。

こんな効果が期待できます！！

- ・ゲームを進めていくうちに**財務会計の知識**を自然な流れで身に付けられます。
- ・自ら社長として会社経営を疑似体験することで**スピーディな意思決定・判断力**が身につきます。
- ・自社の売上・利益、財務状況、資金繰りをみて、**数字を基に考える計数思考**、業界の競争環境の中、戦略を考える**戦略的思考**が身につきます。

このような方におススメです！！

- ▶ **経営者、後継者、経営幹部、幹部候補**
- ▶ 会社経営に必要な**決算書の数字を理解**したい。
- ▶ 会社経営を疑似体験することで、後継者・幹部として、**経営者意識を高めたい**。
- ▶ **体験型セミナー**で、世代の近い同じ立場の方から刺激を得たい。

【講師・ファシリテーター】

税理士法人横浜総合事務所
代表社員

山本 歩美

【経歴】

- ・横浜国立大学卒業。税理士、CFP(一級FP技能士)
- ・M&Aシニアアドバイザー
- ・2017年に泉より税理士法人代表を承継



お申し込みはコチラから →



日時 2022年**2月16日**（水） 10：00 ～ 18：00

参加費 22,000 円（昼食代・税込）

主催 TEAMyoko-so

会場 横浜市中区山下町209 帝蚕関内ビル10F（ハローワーク横浜の10F）
横浜総合事務所セミナールーム

お問い合わせ先：税理士法人横浜総合事務所 担当：常平
TEL：045-641-2505



【戦略MGマネジメントゲーム®】参加申込書

下記申し込み欄にご記入いただき、そのまま f a x にて送付ください。

F A X 番号 : 045-641-2506

当セミナーは、新型コロナウイルス感染対策を取り、会場での開催を前提としております。

新型コロナウイルス感染症拡大状況により日程を変更させていただく場合がございます。

フリガナ			
貴社名			
フリガナ			
参加者名		部署／役職	
TEL		FAX	
メールアドレス			

お申し込みはコチラから ➡



FAX・または上記QRコードよりお申し込みをお願い致します。

(個人情報の取扱いについて)

当社は収集いたしました個人情報を ①セミナー運営のため ②お問い合わせのあった事案に対する回答のため ③お問い合わせの内容に資料等の送付が必要な場合の郵送のため に使用いたします。収集した個人情報について、本人の同意なく第三者に開示又は提供することはいたしません。あらかじめご確認ください。



変わらないは、つまらない。

お問合せ先 税理士法人 横浜総合事務所
担当：常平
TEL:045-641-2505 / FAX:045-641-2506

『事業再構築補助金』

予算1兆円超 補助金1社あたり最大1億円 **相談会**

補助金を活用して、新分野展開や業態転換など
新たな取り組みをサポートします。
自社の取り組みは当てはまるのか？
確認してみませんか？

要件

1. **売上が減っている**
2020年4月以降の連続する6ヶ月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、
コロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して**10%以上減少**しており、
2020年10月以降の連続する6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が、
コロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して**5%以上減少**していること。
2. **事業再構築に取り組む**
3. **認定支援機関と事業計画を策定する**

こんな方にお勧めです。

- ・既存事業だけではこの先不安。
- ・新規事業に挑戦したい。
- ・認定支援機関って？どこに依頼すればいいかわからない。

中小企業 通常枠

補助額	20人以下	100～4,000万円
	21～50人	100～6,000万円
	51人以上	100～8,000万円
補助率	2/3（6,000万円超は1/2）	

※下線部は、第3回公募からの変更点。
主な変更点は、1. 最低賃金枠の創設。
2. 通常枠の補助上限額の見直し。
3. その他運用の見直し、など。

相談会 申込書

FAX: 045-641-2506

会社名:

参加者名(経営者限定):

住所:

電話:

参加希望日 第1希望: 月 日 : ~

参加希望日 第2希望: 月 日 : ~

場所: 横浜総合事務所 会議室

参加費: 無料

※参加希望日時をご記入ください。調整させていただきます。



税理士法人横浜総合事務所
認定支援機関

中小企業の事業再構築補助金の活用イメージ

飲食業

居酒屋経営

オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

小売業

衣服販売業

衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

飲食業

弁当販売

新規に高齢者向けの食事宅配事業を開始。
地域の高齢化へのニーズに対応。

サービス業

高齢者向けデイサービス

一部の事業を他社に譲渡。病院向けの給食、事務等の受託サービスを新規に開始。

製造業

半導体製造装置部品製造

半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始。

情報処理業

画像処理サービス

映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始。

補助対象経費の例

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費、広告宣伝費、販売促進費（広告作成、媒体掲載）等

※従業員の人件費・旅費、不動産・車両の購入費は対象外です。

5. 仕入明細書による仕入れ税額控除の適用要件の見直し

【改正内容】

改正前は、課税事業者である買い手は、売り手が譲渡した資産の保有区分（家事用／事業用）に関わらず、作成した仕入明細書を保存することで仕入れ税額控除が可能でした。改正後は、売り手が課税資産の譲渡等を認識している場合に限り、仕入明細書による仕入れ税額控除が認められることになります。制度適用後は、買い手は売り手に対し、その譲渡が課税資産の譲渡等に該当するかどうか確認する必要があります。

IV. 納税環境整備関係・その他

1. 外形標準課税の所得割の軽減税率見直し（資本金が1億円を超える法人向け）

【改正内容】

外形標準課税対象法人の年 800 万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、標準税率を 1.0%（特別法人事業税を含んだ場合 3.6%）とすることとなりました。

※：軽減税率適用法人とは、3 以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が 1 千万円以上の法人以外の法人をいいます。したがって、大法人であっても、2 以下の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人については所得割の軽減税率が適用されることになります。

区分		改正前		改正後	
所得割	軽減税率適用法人	事業税	特別法人事業税	事業税	特別法人事業税
		0.4%	260.0%	1.0%	260.0%
		0.7%	260.0%		
		1.0%	260.0%		
	軽減税率不適用法人	1.0%	260.0%		

【適用時期】

令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

2. 電子帳簿保存法対応に対する円滑な移行のための宥恕措置の整備

【改正内容】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、やむを得ない事情があり、かつ、税務職員に対して電磁的記録の出力書面の提示等ができる場合は、保存要件にかかわらず電磁的記録の保存をすることができるようになります。

【適用時期】

その事情を所轄税務署が認めた場合、令和 4 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日までは書面での保存が認められることとなります。

新年増刊号 令和4年度税制改正

I. 個人所得課税関係

1. 住宅ローン控除の見直し

【改正内容】

<摘要期限及び控除率>

住宅の取得等に係る消費税が 10% の場合に住宅ローン控除の控除期間を 13 年間とする特例の適用期限が 4 年延長(令和 7 年 12 月 31 日まで)されます。
控除率は 1% から 0.7% に引き下げられます。

<借入限度額>

省エネ性能に応じて（ZEH 水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅）
借入限度額が上乗せされます。

<摘要対象者>

住宅ローン控除を適用できる所得が 3,000 万円以下から、2,000 万円以下に引き下げられます。

		改正前	改正後	
		令和 3 年までに居住	令和 4 年～令和 5 年に居住	令和 6 年～令和 7 年に居住
借入 限度額	控除率	1%	0.7%	0.7%
	一般住宅	4,000 万円	3,000 万円	2,000 万円
	認定住宅	5,000 万円		4,500 万円
	ZEH 水準省エネ住宅	—	4,500 万円	3,500 万円
	省エネ基準適合住宅	—	4,000 万円	3,000 万円
所得要件		3,000 万円以下	2,000 万円以下	

2. 完全子法人等の配当に係る源泉徴収の見直し

【改正内容】

完全子法人株式会社等（株式等保有割合 100%）及び関連法人株式会社等（持ち株比率 1/3 超）に係る配当について所得税が課されず、その配当等に係る源泉徴収は廃止されます。

従来は子会社等から配当を受ける場合、支払う側の法人（子会社等）があらかじめ源泉徴収を実施し差引後の金額が入金されていました。この源泉所得税額は親法人の法人税額と相殺されるのですが法人税額が源泉所得税額よりも少額の場合還付が発生します。
このように源泉徴収と還付の事務負担を軽減する趣旨の改正となっています。
親子会社間で配当を出す場合は注意が必要です。

【適用時期】

令和 5 年 10 月 1 日以後に支払いを受けるべき配当について適用となります。

II. 法人課税関係

1. 所得拡大促進税制の見直し（中小企業者等）

【改正内容】

中小企業が所得拡大促進税制の適用を受ける場合において、賃上げ・人材投資を促す観点から税額控除率は最大40%に引き上げられ、適用期限が令和6年3月31日まで1年間延長されました。

現行法		改正案	
要件	・雇用者給与等支給額（注1） $\geq$ 比較雇用者給与等支給額 $\times 101.5\%$	変更なし	
税額控除率	（雇用者給与等支給額－比較雇用者給与等支給額） $\times 15\%$	変更なし （雇用者給与等支給額－比較雇用者給与等支給額） $\times 15\%$	
上乗せ措置あり	（雇用者給与等支給額－比較雇用者給与等支給額） $\times 25\%$ ・雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較雇用者給与等支給額 $\times 102.5\%$ 【要件：以下のいずれかを満たす場合】 ・当期の教育訓練費 $\geq$ 前期の教育訓練費 $\times 110\%$ ・その事業年度終了の日までに経営力向上計画の認定を受け、経営力向上が証明されたこと 上限：法人税額 $\times 20\%$	上乗せ措置あり （雇用者給与等支給額－比較雇用者給与等支給額） $\times 40\%$ （最大） ① 雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較雇用者給与等支給額 $\times 102.5\%$ を満たす場合 $\Rightarrow 15\%$ 上乗せ（注1） ② 当期の教育訓練費 $\geq$ 前期の教育訓練費 $\times 110\%$ を満たす場合 $\Rightarrow 10\%$ 上乗せ（注1） なし	

注1) ①のみ適用の場合控除率は30%、②のみ適用の場合控除率は25%となります。

【適用時期】

令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する各事業年度について適用されます。

2. 貸付汁用の少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度の見直し

【改正内容】

減価償却資産を取得した場合は、下記の表の通り、損金算入が行われるが、対象資産から貸付けの用に供したものが除外されることになりました（主要な事業として資産の貸付けが行われている場合を除く）。

	少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度	一括償却資産の損金算入制度	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度（注1）
取得価額	10万円未満	20万円未満	30万円未満
税法上の取り扱い	全額損金算入	3年間の均等償却	全額損金算入 ※1事業年度300万円上限

2. 財産債務調書制度の提出義務者の拡大

【改正内容】

適正な課税を確保する観点から、財産債務調書の提出義務者に「特に高額な資産保有者が追加」されることになりました。また提出義務者の事務負担軽減の観点から、提出期限が緩和され、記載省略の範囲も拡大されます。

	現行制度	改正案
提出義務者	所得2,000万円超、かつ、総資産3億円以上（または有価証券等1億円以上） —	総資産10億円以上 （所得基準なし）
提出期限	翌年3月15日	翌年6月30日
記載省略の範囲	所得価額100万円未満の家庭用財産	取得価額300万円未満の家庭用財産

【適用時期】

令和5年分以後の財産債務調書の提出から適用となります。

3. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税措置等の見直し

【改正内容】

親・祖父母等の直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等が下記の通り変更となります。

	改正前	改正後
耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅(非課税限度額)	1,500万円	1,000万円
上記以外の住宅(非課税限度額)	1,000万円	500万円
適用期限	令和3年12月31日	令和5年12月31日
受贈者の年齢要件	20歳以上	18歳以上

※適用対象となる既存住宅用家屋の要件

- ・築年数要件を廃止する。
- ・新耐震基準に適合している。

【改正内容】

令和4年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。受贈者の年齢要件については、令和4年4月1日以後の贈与について適用する。

4. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る登録手続

【改正内容】

免税事業者が登録の必要性を見極めながら柔軟なタイミングでインボイス制度の登録ができるように、課税期間の中途においても登録日から適格請求書発行事業者となることができる対象期間が、「令和5年10月1日～令和11年9月30日までの日の属する課税期間」に見直されました。

注1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度の特例については適用期限が2年間延長されます。

3. グループ通算税制の概要

【グループ通算制度とは】

完全支配関係にある企業グループ内のそれぞれの法人（青色申告である内国法人）を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算と申告を行い、その中で損益通算等の調整を行う制度のことです。後発的に修正、更生などが生じた場合には、原則として他法人の税額計算に影響させない仕組みとされています。

【青色申告について】

グループ通算税制の承認を受けた場合、青色申告の承認を受けたものとされ、取りやめができなくなります。

【開始時・加入時、離脱時の注意事項】

開始・加入時⇒時価評価、欠損期の切り捨て（一部、全額）

離脱時⇒時価評価、投資簿価修正、みなし事業年度、再加入制限など

【電子申告】

通算法人は会社の規模に関わらず、全ての通算法人は電子申告をする必要があります。

【改正の概要】

① 投資簿価修正制度の見直し

通算子法人の離脱時、子法人株式の帳簿価額とされるその通算子法人の帳簿価額純資産価額に資産調整勘定等対応金額を加算することができる措置が講じられます。

② 離脱時の時価評価制度の見直し

離脱時に伴う資産の時価評価の適宜上、1,000万円未満の営業権が時価評価の対象資産とされます。

③ 通算税効果額の範囲の見直し

利子税の額に相当する金額として、それぞれの通算法人の間で授受される金額は、通算税効果額から除外されます。

④ 支配関係5年継続要件の見直し

支配関係5年継続要件の特例について、判定方法や特例の適用除外の範囲についての見直し。

① 通算承認日の5年前の日後に設立された通算親法人について、設立された日からの支配関係の有無の判定は、「通算親法人」と「他の通算法人のうち最後に支配関係を有することとなった日（改正前：設立日）の最も早いもの」との間で行うものとされます。

② 特例の適用がない場合（特例の適用除外）の範囲が見直される。

・通算子法人の判定において、自己を合併法人とする適格合併で他の通算子法人の支配関係法人（通算法人を除く）を被合併法人とするもの等が行われていた場合が適用除外の範囲に追加されます。

・通算グループ内の法人間の組織再編成を適用除外の範囲から除外（適用除外の縮小）

⑤ 支払関係5年継続要件の見直し

認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例（資本金が1億円超でも繰越欠損金の控除上限が最大100%とされる特例）の適用を受ける場合の非特定超過控除対象額の配賦方法が見直しされます。

⑥ 外国税額控除の見直し

外国税額控除の進行年度調整措置に関して、一定の場合には税務当局は調査の結果を説明するなどの見直しが行われます。

4. 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算方法等の見直し

【改正内容】

資本の払戻しにより金銭等の交付を受けた場合、税法上、交付金銭等のうち払戻し直前の払戻等対応資本金等を超える部分を「みなし配当」としますが、その払戻等対応資本金額等については、減少した資本剰余金の額が上限とされます。

また、種類株式を発行する法人の資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算については、種類資本金額を基礎と計算します。

【実務上の留意点】

上記の取扱いは、過去に遡って適用されますので、再計算の結果、法定申告期限から5年以内であれば、納税額等が過大となる場合には、更正の請求を行うことができます。

III. 資産課税関係

1. 法人版事業承継税制の確認申請期限の延長

【改正内容】

法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

法人版事業承継税制には、「一般措置」と「特例措置」の2つの制度があり、特例措置には、事前の計画策定等や適用期限が設けられています。

特例措置は、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限の撤廃や納税猶予割合の引上げがされています。

今回の改訂では、特例措置を受けるための特例承継計画の提出期限が1年間延長されました。（令和5年3月末まで → 令和6年3月末まで 1年延長）

<注意点>

適応期限については延長を行わない（令和9年12月31日まで 変更なし）

<特例措置と一般措置の比較>

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等 (1年延長)	特例承継計画の提出期限 平成30年4月1日から 令和6年3月31日まで(1年延長)	不要
適用期限 (変更なし)	10年以内の贈与・相続等 平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで	なし
対象株数	全株式	総株式の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者